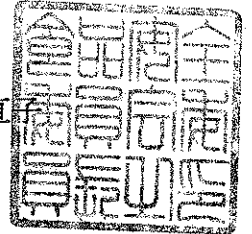


府食第 341 号
平成24年4月5日

農林水産大臣
鹿野 道彦 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて (回答)

平成24年4月3日付け23消安第6619号により貴省から当委員会に対し意見を
求められた事項については、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第11条第1項
第1号に該当すると認められる。